**平成２８年（フ）第１１３０号**
埼玉県新座市栄２丁目８番９―208号
債務者　阿部　雅光
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第１２４４号**
さいたま市浦和区常盤10丁目22番３―102号
債務者　子安　君枝
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第４７６号**
埼玉県越谷市神明町１丁目64番地１　アネックス越谷101
債務者　大戸　信一
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２８年（フ）第４７７号**
埼玉県越谷市神明町１丁目64番地１　アネックス越谷101
債務者　大戸　千春
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２８年（フ）第５３８号**
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2808番地４
債務者　齋藤　洋子
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２８年（フ）第２７９号**
埼玉県行田市門井町３丁目14番地24　ラポールハイツⅡ202、旧住所埼玉県行田市佐間３丁目８番27号
債務者　田村　靖子
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２８年（フ）第３１３号**
静岡県三島市栄町３番12号　大川アパート２－２、前住所静岡県三島市泉町４番４号シダハウス１Ｆ
債務者　稲葉　夕子
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２８年（フ）第２３８号**
愛知県碧南市向陽町２丁目51番地　セレーノ向陽201号
債務者　平川　博昭
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２８年（フ）第７８３号**
堺市北区長曽根町1544番地29
債務者　松原　由真（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２８年（フ）第３０４号**
大阪府泉佐野市佐野台98番地佐野台住宅４―139
債務者　浅野　秀昭
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２８年（フ）第４１１号**
大阪府岸和田市流木町971番地の２
債務者　芝　　廣光
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２８年（フ）第４３６号**
大阪府泉大津市豊中町１丁目４番26―101号
債務者　中川　保子
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２８年（フ）第４４６号**
大阪府岸和田市上松町632番地の５ハミング上松101号
債務者　西出　里奈
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２８年（フ）第４４９号**
大阪府泉南郡岬町深日997番地の24
債務者　山本　佳世
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２８年（フ）第１４６８号**
札幌市東区北46条東10丁目１番13―109号
債務者　古岡　俊司
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第１６３０号**
北海道石狩郡当別町弥生51番地25　ロイヤル51　206号、申立時の住所北海道石狩郡当別町当別太1519番地12　沼田アパートＢ102号
債務者　鈴木　繁子（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第１６５５号**
北海道江別市大麻沢町５番地の１　サンゴールドヴィラⅡ―1152
債務者　中村　弥生（旧姓丹波）
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部